

下館病院薬剤師卒後研修プログラム

令和7年(2025 年) 7月

医療法人社団平仁会 下館病院

〈研修プログラム〉

1 病院の概要

病院名	医療法人平仁会 下館病院
所在地	茨城県筑西市野殿 1131 番地
診療科目	精神科
平均処方箋枚数	75 枚／日
病床数	154 床
勤務病院の宿舎	なし
勤務病院での指導薬剤師が取得している専門・認定薬剤師	日病薬病院薬学認定薬剤師 (1名 2028年6月取得予定)
取得可能専門・認定薬剤師 ★勤務病院	★精神科薬物療法認定薬剤師 ★日病薬病院薬学認定薬剤師
協力病院、協力施設	なし(調整中)
協力病院の通勤手当	なし
協力病院での給与	なし

2 プログラム責任者の設置

下館病院の薬局長が研修プログラム責任者となる。研修プログラム責任者は、研修病院の研修関連実務を統括し、研修プログラムの企画・立案及び実施の管理並びに研修者に対する助言、指導その他の援助を行うと共に、以下の①②を担う。

- ① 研修プログラムの原案を作成、必要があれば修正も行う。
- ② 研修者が研修の目標を達成できるよう、全研修期間を通じて研修者の指導を行うとともに、研修プログラムの調整を行う。また、研修期間の終了に際し、院長に対して研修者の研修目標の達成状況を報告する。

3 研修プログラムの到達目標

薬剤師としての高い倫理性と使命感を持ち、薬の専門家として医療安全を深く認識し、責任をもって患者を含め生活者の命と健康な生活を守り、医療と薬学の発展に寄与して社会に貢献できるよう、その使命の遂行に必要な資質・能力を身に付け、自己研鑽ができる人材を目指す。

また、医療の担い手の一員として、医療機関や地域医療の現場で、薬学の視点を「チーム医療」に反映するための臨床能力を養成するために、4年目以降から精神科薬物療法認定薬剤師の取得を目指し、その後は、後進の教育を担う人材となることを目標とする。

4 到達目標の評価等

指導薬剤師は研修者の資質の向上の確認のために、プログラム到達具合を評価するための「到達度記録・評価シート」等に研修者が記入し、3カ月に1度、研修プログラムの進捗を確認し、指導薬剤師の評価や具体的なアドバイスを研修者に提供する。

なお、指導薬剤師については、日病薬病院薬学認定薬剤師取得者または、取得見込み(2028年6月取得予定)であり当病院の勤務歴3年以上かつ臨床経験5年以上とする。

5 研修プログラム

(1) オリエンテーション

研修目標: 医療機関における医療職の臨床研修の概要を理解し、当該医療機関における診療・医療安全対策の概要を理解する。

研修期間: 入職後数日程度

研修方法:

- ・ 病院全体、薬局のオリエンテーションを行う。
- ・ 感染対策委員会・医療安全管理委員会・褥瘡対策委員会・防災委員会の各委員会の委員長から活動などの説明を行う。

(2) 調剤業務

研修目標:

- ・ 個別化医療を実現するための調剤業務の遂行とそれに必要な知識とスキルを習得する。
- ・ 医薬品情報だけでなくカルテ情報や検査値を確認し、医師の治療方針と患者の状態を考慮した上で、適切な調剤を行うことを身につける。
- ・ この研修を通じて、薬物治療の有効性・安全性の評価能力を高め、処方箋の正確な記載事項を理解した上で、医薬品の適切な使用を実践するスキルを身に付けることを目指す。

研修期間: 0～12カ月目

研修方法:

【研修初期】(0～1カ月目)

- ・ 調剤室内にある医薬品の配置を覚え、計数調剤に慣れる。その後、徐々に調剤機器を使い調剤を行う。
- ・ 薬の取り揃え前に、対象患者ごとにあるかごの中にある基本情報の用紙またはカルテを確認し、薬物代謝に影響を与える検査値(腎、肝機能)・禁忌事項等も確認し、処方監査することを意識付ける。
- ・ 処方監査時に生じた疑義については、指導薬剤師へ疑義や照会事項を報告の後、医師への疑義照会を実践する。
- ・ 持込麻薬の調剤については、法に定められているため、麻薬処方箋の記載事項を確認し、病棟看護師と品名、規格、数量の確認を必ず行うよう習慣づける。
- ・ 注射薬に関しては、薬品倉庫内にある医薬品の配置を覚え、注射せんをもとに、患者ごとに注射剤をセット、鑑査をして病棟ごとの棚にのせる。
- ・ 持続性注射の管理方法や切替え方法を学ぶ。

【中期】(1～2カ月目)

- ・ 新たな処方や処方内容が変更された際にはカルテを確認し、患者の病状の変化の把握や医師の処方意図の確認を意識付ける。また、対象患者の検査値のほか、インタビューフォームや最新の治療ガイドライン等を確認し、処方監査をする。

【後期】(2カ月目以降)

- ・ カルテや病棟薬剤師から得た患者情報(病態・生理的特性)を基に、処方薬剤に対する総合的な評価を行い、多数の併用薬を服用する(ポリファーマシー)患者の薬物療法の再検討や患者

のアドヒアランス向上のための代替薬の提案や調剤上の工夫を主体的に実践するよう配慮する。

(3) 医薬品の供給と管理業務

研修目標: 医薬品の供給と管理体制を理解し管理業務を実践する。

研修期間: 6カ月目以降

研修方法:

- ・ 医薬品の品質の確保を含めた供給体制を理解し、院内の使用状況を踏まえた適正な在庫管理(医薬品の発注、納品時の検品、温度・期限管理を含む)を実践する。
- ・ 医薬品に付随する機器類や説明文書の管理業務、医薬品の廃棄、記録及びその手続も行えるよう配慮する。
- ・ 医薬品の供給不安定への対応については、製薬企業や医薬品卸からの医薬品供給情報をいち早く入手し、病院での使用量から在庫の消尽を推測した発注や同種同効薬等の代替品への採用薬の切替えの判断をする。
- ・ 麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒劇薬等の特別な管理を求められる医薬品の流通・保管・施用・廃棄等の管理と取扱いに関する各種の法制度及び業務内容を理解し管理業務を遂行する。管理に当たっては、マニュアルに従うことはもちろんであるが、それぞれの医薬品の特性に応じた管理方法を理解して実践する。
- ・ 麻薬管理では、規制を外れた管理方法や、盗難・紛失・所在不明等が、事件や乱用など社会的に大きな影響をもたらすことを深く認識させる。また、行政への各種届出や免許管理等についても実施するよう配慮する。
- ・ その他、特定生物由来製品の記録・保管管理する。
- ・ コンサータ錠やクロザリル錠の取り扱い方法を院内マニュアルで確認し特性や管理方法を理解する。

(4) 医薬品情報管理業務

研修目標: 医薬品情報を収集・評価し、整理・加工して提供するスキルを習得する。

研修期間: 6カ月目以降

研修方法:

① 情報提供業務

- ・ 医師・看護師等からの投与量や相互作用等の日常的な問合せに対して、情報提供を行う(受動的な情報提供)とともに、院内医薬品情報誌(DI ニュース)の作成や、患者や地域住民向けお薬情報資料の作成等を行い、薬剤部からの積極的な情報発信(能動的な情報提供)の必要性についても認識する。
- ・ 信頼性の高い情報源を選択して、薬学的見地から精査し、受け手のニーズや時間的制約に応じた形に加工して、情報提供を行う。

②副作用報告等

- ・ 医療関係者には、健康被害（副作用、感染症及び不具合）の情報を厚生労働省等へ報告することが義務付けられている。医師へ副作用等報告に係る啓発を行うとともに、収集した副作用等情報の評価を行い必要に応じて報告を行う。
- ・ 医薬品副作用被害救済制度・生物由来製品感染等被害救済制度については、その趣旨を理解し、対象となる患者が発生した場合には、制度の概要説明や申請手続等の支援を行う。

③新規採用医薬品の承認手続等

- ・ 新規採用に当たっては、その医薬品の有用性を示す資料の収集、院内での必要性を示す理由書等を吟味し、採用要否の検討に係る資料を作成する。
- ・ 削除品目の検討等、適正な在庫管理に資する方策を検討する。

(5)病棟業務

研修目標:

- ・ 入院患者と直接接することにより、患者の病態に応じた服薬指導やフォローアップ、コミュニケーションのスキルを高める。薬物治療の観点からチーム医療に参加し、多職種との関わり方を学ぶとともに、薬学的見地からの見解を発信する。
- ・ 持参薬の服薬状況等の聴取を通じた薬物治療に関する問題点（ポリファーマシー等）の抽出、服薬計画の立案、入院患者へ服薬指導等を通して薬学的知見に基づく積極的な介入や提案を実践する。退院後の適切な薬物治療の継続のため、退院時カンファレンスへの参加、情報提供書の作成・提供等により、地域医療（多職種）との連携を実践する。

研修期間:10か月目以降

研修方法:

① 事前研修

- ・ 患者への指導を行う前に、薬剤管理指導の位置付け、対象患者、指導のタイミング、指導の流れ、カルテへの記載方法等について、指導薬剤師による講義を行う。

② 病棟における担当患者との関わり

- ・ 研修初期においては、服薬指導の対象患者は指導薬剤師が選定する。
- ・ 一人で患者への指導が不安な場合は、最初のうちは指導薬剤師と同行し、服薬指導を行う。

【患者入院時】

- ・ 持参薬とお薬手帳のみで確認するのではなく、必要があれば患者やその家族と面談を行い、持参薬（要指導医薬品や一般用医薬品を含む）の服薬状況、アレルギー情報、副作用歴、薬剤管理方法等を聴取する。
- ・ 患者との面談について、事前に指導薬剤師より患者やその家族への対応方法や配慮事項についても十分に指導・助言を行う。
- ・ 患者は必ずしも処方どおりに服用しているとは限らないため、用法・用量についても確認し、患者プロフィール等の整理を通じて、疾患の病態生理、薬物の作用機序を踏まえて総合的に患者のアドヒアランスの評価を行う。
- ・ 患者の薬物治療に関する問題点を抽出し、問題解決のため、代替薬の提案を含む服薬計画の提案を実践することとし、カルテへの記載を行い他職種と共有を行う。

- ・ 服用薬剤数が多く、薬物有害事象のリスク増加や、服薬過誤、服薬アドヒアランス低下等につながる状態（ポリファーマシー）である場合は、服用回数の減少や配合剤の導入のほか、治療の優先順位に沿った治療方針になっているか等、各薬剤を再考し、薬剤師の視点から減量、中止を提案する。

【患者入院中】

- ・ 入院患者への説明では、服用方法、薬剤の保管方法、器具（デバイス）の使用方法等を含めた患者への情報提供と薬学的知見に基づく指導を実践する。
- ・ 特に抗がん剤などのハイリスク薬の投与については、投与前に患者やその家族に詳細に説明を行うとともに良好な信頼関係を構築すること。
- ・ 初回指導、2回目以降等継続的な関与を通して、薬剤の有効性・安全性の評価や副作用発現の有無等、患者の主観的データ（S）、客観的データ（O）を確認し、効果的な薬物治療の実施とアドヒアランス向上のための方策を考える。
- ・ 治療開始後は、定期的に患者状況を確認（ハイリスク薬を服用している患者は、毎日副作用の発現を確認）し、投与後の有効性や副作用モニタリング、投与量、投与方法、相互作用等の薬学的管理を行い、必要に応じてバイタルサイン・フィジカルアセスメント等を実施し、投薬の妥当性を評価する。
- ・ 必要に応じ、処方変更の提案も実施すること。これらの一連の流れをカルテに正確かつ論理的に記載し、医師等へ共有することも重要であり、さらに、薬剤師の介入による患者の治療アウトカムの変化を明確にすることが望ましい。

【退院時】

- ・ 退院後、服用する薬剤の情報を患者自身で管理し、適切な服用の継続に繋げることが大切であるため、服用しやすい剤型・剤数の見直しを行ったり、自己管理の方法を指導する。
- ・ 患者の退院決定後、退院時に服薬指導を必要とする場合には、退院時処方入力の有無や不足薬剤がないかなどの確認を実践する。
- ・ 退院時カンファレンスが行われた際には、積極的に参加し、退院後の薬物治療の継続のため、転院先病院や調剤薬局薬剤師のほか、介護支援専門員（ケアマネジャー）や訪問看護師等、地域における多職種との連携の必要性を理解する。
- ・ 患者の退院後も、転院先病院や地域の調剤薬局における効果的な服薬指導の継続に繋げるため、入院時の治療経過や調剤上の工夫、退院時処方、服薬管理についての情報等を記した情報提供書（薬剤管理サマリー）を作成し、転院先病院や地域の調剤薬局又は患者・患者の家族へ提供する等の連携を実践する。

(6) 医療安全

研修目標:

- ・ 医療の質を担保し、患者及び医療従事者にとって安全な医療を提供できる。特に、医薬品の安全管理体制の確保のため、薬剤師として主体的な役割を果たす。
- ・ 医療安全は場所を問わず、全ての業務に付随する事項である。インシデントを未然に回避するために、危険予知と必要な確認を通じ、環境整備や医療技術の活用等の業務の工夫

を行い、インシデントが発生した際は職員間においてコミュニケーションを図り、事例を共有し被害を最小化するとともに、再発防止策を検討することが重要である。

- ・医薬品に関する医療安全対策は、特に薬剤師が重要な役割を担うべきであることを理解する。

研修期間:全研修期間において医療安全を意識した業務を行う。

研修方法:

- ・医療安全の実務について

- ① 医療安全管理担当者(医薬品安全管理責任者、医療安全管理者、リスクマネージャー等)の役割と医療安全管理に関するマニュアル・指針について理解する。
- ② インシデント発生時の対応(報告・連絡・相談等)と記録方法等について説明を行い、理解する。
 - ・医薬品の採用、供給管理、調剤、患者に対する与薬・服薬指導に至るあらゆる過程において、安全を確保するための手順に基づいて業務を行い、必要に応じて手順を確認する。
 - ・プレアボイド症例報告(もしくはヒヤリ・ハット報告)、インシデントレポートについては、研修項目に限らず、経験したら必ず報告する。
 - ・施設内で発生した医薬品に関連したインシデント数例(3例程度)について、医療安全担当者が行う原因の調査分析や対応策検討に参画させ、レポート等にまとめる。

(7)感染制御

研修目標:

- ・医療現場に応じて感染症を発生させない環境整備や感染予防を実践する。感染症発生時(新興・再興感染症を含む)における感染拡大防止のための対応を図るなどの感染制御に努める。
- ・標準予防策として手指衛生、個人防護具(手袋・マスク等)を適切に使用し、代表的な感染症の予防策の把握と適切な消毒薬を選択でき、他者に説明できることが求められる。施設内の感染制御管理体制を理解し、感染症発生時及び針刺し事故等の事例発生時における初期対応を行えることが重要である。
- ・薬物治療に関しては、適切な抗菌薬の選択ができることが重要である。

研修期間:全研修期間において感染制御を理解し、標準予防策を実践する。

研修方法:

- ・病棟業務での実践において、抗菌薬選択の適否について検討する。
- ・標準予防策として手指衛生、代表的な感染症の予防策の把握と適切な消毒薬を選択でき、他者に説明する。
- ・院内感染対策チームに参加する。

【地域における感染対策】

- ・地域における感染症予防、拡大防止等の対策と発生時の対応(感染症予防の啓発、消毒薬や衛生用品の供給確保と使用法の指導、ワクチン接種におけるワクチン調製や相談対応等の主体的参画・貢献等)についても理解する。

(8)地域連携(病院と調剤薬局の連携)

研修目標:

- ・ 病院と調剤薬局の連携や地域の医師、看護師等との多職種連携等、地域連携の必要性を理解し、地域における患者中心の医療の実現に努める。
- ・ 患者はその病期に応じて医療提供施設が選択され、また在宅での治療が継続される。いずれの場合でも地域の医療従事者が患者情報を十分に共有し、質の高い最適な薬物治療を提供する必要がある。

研修期間:2年目以降

研修方法:

- ・ 適切な医療の提供には医療、保健、介護、福祉の全体を捉えた視点が求められる。地域の医療従事者を対象とした研修会等への参加や多職種との意見交換を行うことで、他施設との連携調整能力を身に付ける。
- ・ 調剤薬局から報告される服薬情報提供書(トレーシングレポート)について、その記載内容の妥当性や重要性を評価し、医師へのフィードバックまでの実践を行い、また必要に応じて調剤薬局への情報提供を行う。
- ・ 研修者にはどういった情報が患者の薬物治療の有効性と安全性の向上につながるのかを考えさせ、トレーシングレポートを通じて質の高い情報提供がする。
- ・ 調剤薬局からの疑義照会への対応では、その照会内容を評価し、医師への問合せを迅速に対応するよう訓練する。
- ・ 医師との事前合意に係るプロトコルを定めている施設等ではその合意締結等の一連の過程を実践する。
- ・ 調剤薬局と病院双方の立場から疑義照会の意義や有効性を考えるとともに、病院薬剤師と調剤薬局薬剤師の連携の重要性を認識する。

(9)認定薬剤師の取得・更新

研修目標:日病薬病院薬学認定薬剤師の認定・更新を受け、高度化・複雑化する薬物療法等の幅広い知識及び高度な技能を習得し、社会的要請に応えられる薬剤師を養成する。

研修期間:4年目以降

研修方法:日病薬病院薬学認定薬剤師の認定要件を満たすよう計画的に単位を取得し、認定試験に合格する。

(10)院内における他職種との連携

研修目標:薬物治療の観点からチーム医療に参加し、他職種との関わり方を学ぶとともに、薬学的見地からの見解を発信する。

研修期間:10ヵ月目以降

研修方法:

- ・ 他職種との連携では、病棟カンファレンスへの参加や医師回診チームの同行等を通じ、医師の治療方針を身近に学ぶとともに、薬物療法について評価・提案を行う。

- ・ 医療チーム(医療安全管理、院内感染対策、褥瘡等)の活動についても、担当薬剤師と共に参加し、医師、看護師を始めとする他職種が行う患者ケアの視点を培い、多職種連携のためのスキルの習得やコミュニケーション能力の向上を目指す。
- ・ 多職種との相互理解により、チーム医療における薬剤師の役割や特性を理解し、薬剤師として積極的な介入や提案を実践する。

(11)精神科

研修目標:問診が中心となる精神科の薬物治療など、困難度が高い薬物治療を理解する。

研修期間:全研修期間において精神科の薬物治療に関わる。

研修方法:

- ・ それぞれの特徴を理解し、患者の治療アウトカムの向上につながるよう薬学的知見から最適な薬物治療を提案する。
- ・ 精神科における服薬指導では、患者の状態や理解度に応じた説明が必要であり、また、抗精神病薬特有の副作用(錐体外路症状、遅発性ジスキネジア等)の発現、多剤併用や投与量による影響など注意深く患者を観察する視点が必要であり、薬学的知見から最適な薬物治療を提案する。

(12)専門・認定薬剤師の取得

研修目標:精神科薬物療法認定薬剤師、精神科専門薬剤師の認定取得し、より専門的な薬物治療に携われる人材を育成する。

研修期間:4年目以降

研修方法:認定試験取得にあたっては、各学会等で就業時間、取得単位、研修施設等の要件があるため、適切な環境で研修等を実施する。

その他:指導薬剤師については、日病薬病院薬学認定薬剤師取得者または、取得見込みであり当病院の勤務歴3年以上かつ精神疾患患者の指導実績が30症例以上の薬剤師である。

研修項目・期間のイメージ

：必修研修項目

: 選択研修項目

1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	8 年	9 年
下館病院勤務								
感染制御・医療安全								
オリエンテーション	院内における他職種との連携							
	日病薬薬学認定薬剤師の認定取得・更新							
	病棟業務（入院患者の薬物治療管理）							
	地域連携（病院と薬局の連携）							
	精神科（薬物療法等の理解）							
調剤業務：内服薬、外用薬、注射剤		精神科薬物療法認定薬剤師の取得						
供給管理								
医薬品情報管理業務								